

第4期
富田林市地域福祉計画
富田林市地域福祉活動計画

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度
（素案）

富 田 林 市
社会福祉法人 **富田林市社会福祉協議会**

－ 目 次 －

第1章 基本的な考え方	1
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 計画の位置づけと期間	5
(3) 「地域」の設定	7
(4) 計画の策定体制	8
(5) 感染症や災害への対応	9
2 計画の基本的な考え方	10
(1) 基本理念	10
(2) 基本目標	11
(3) 重点施策	15
第2章 地域福祉計画	22
基本目標1 人と地域がつながっている	23
(1) 地域における交流の推進とつながりづくり	23
(2) 支え合い・助け合い活動の推進	24
基本目標2 地域を支える力が育まれている	25
(1) 地域における担い手づくりの推進	25
(2) 地域活動団体の連携強化	26
(3) ボランティア・NPO活動等の推進	27
基本目標3 確実に支援が届いている	28
(1) 情報提供の充実	28
(2) 重層的な相談支援体制づくり	29
(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成	30
(4) 人権尊重と権利擁護体制の充実	31
(5) さまざまな課題を抱える住民への支援	33
基本目標4 安心できる環境	35
(1) 日常生活における安心できる環境づくり	35
(2) 災害発生時における安心できる環境づくり	37

第3章 地域福祉活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

基本目標1 人と地域がつながっている・・・・・・・・ 41

- (1) 地域におけるふれあいとつながりづくり・・・・・・・・ 41
- (2) 小地域ネットワーク活動の推進・・・・・・・・ 42

基本目標2 地域を支える力が育まれている・・・・・・・・ 43

- (1) 福祉共育の推進・・・・・・・・ 43
- (2) 地域福祉の担い手づくりと団体の連携強化・・・・・・・・ 44
- (3) ボランティア・NPO活動の推進・・・・・・・・ 45

基本目標3 確実に支援が届いている・・・・・・・・ 46

- (1) 情報発信の充実・・・・・・・・ 46
- (2) 相談支援体制の充実・・・・・・・・ 47
- (3) 福祉サービス充実の支援と人材育成・・・・・・・・ 48
- (4) 権利擁護体制の充実・・・・・・・・ 49

基本目標4 安心できる環境・・・・・・・・ 50

- (1) 移動手段の支援・・・・・・・・ 50
- (2) 災害時支援体制の充実・・・・・・・・ 51
- (3) 犯罪被害の防止・・・・・・・・ 52

第4章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

1 推進体制と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

2 地域福祉における役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

参考資料（作成予定）・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

第1章 基本的な考え方

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 計画策定の背景と趣旨

① 策定の背景

近年の少子高齢化や未婚化の進行などに伴う家族機能の低下、経済・雇用などの社会構造の変化、個人の価値観の多様化やソーシャルネットワークサービス（SNS）の普及などに伴う住民同士のつながり意識の希薄化を背景として、住民が抱える生活課題は複雑化・複合化し、同時に潜在化することも多くなっています。それに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりアプローチが難しくなったことで、さらに支援が届きにくく、またこれまでとは違った対応が迫られました。

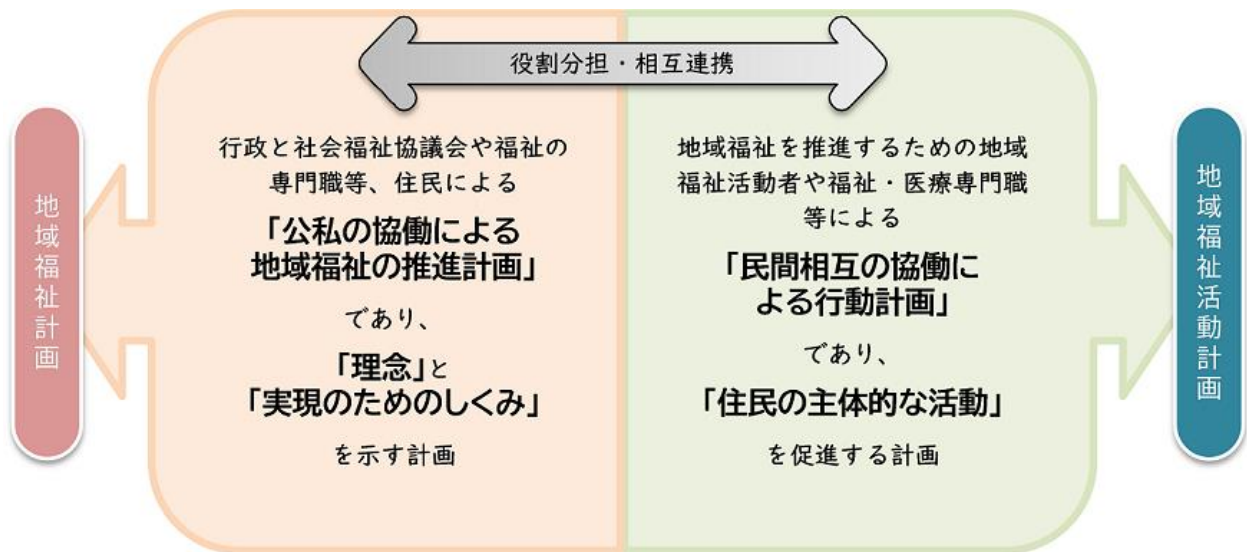
一方で、これまでの発展によって社会は成熟してきており、経済や社会が一定の均衡状態である「定常化」の時代へと移りつつある中で、人々の意識は単なる拡大や成長を求めるものから持続可能性や生活の質を重視するものへと変化してきています。世界的な動向としても国際連合や経済協力開発機構（OECD）は国内総生産（GDP）の拡大に替わる“幸福”という基準を打ち出しています。また、福祉にあっても、与えられるという消極的な意味合いの「ウェルフェア」よりも、生活や存在の良さを意味する「ウェルビーイング」が重視されてきています。自分らしい生き方を求める自己実現に対する欲求をそこに見ることができ、そのような社会を成り立たせるには、自分の価値観を相手に押し付けるのではなく、多様な人々の価値観を認め合うことができることが前提となります。

こうした中で求められる、地域共生社会に象徴される地域福祉の推進について、本市では、これまで社会福祉が担ってきた問題解決型の支援や最低生活の保障というアプローチだけでなく、幸福を生み出すためのアプローチである「増進型地域福祉」の考え方を基に取組を進めています。今後も、一人でも多くの方とこの考え方を共有し、だれ一人取り残されることなく、一人ひとりが自己実現できる地域社会の構築、並びに地域の理想の実現を目指していきます。

② 策定の趣旨

富田林市及び富田林市社会福祉協議会では、これまで“増進型地域福祉づくり”を目標に、「第3期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」（2017（平成29）年3月策定。以下、「前計画」とします。）の取組を進めてきましたが、2021（令和3）年度で計画期間が満了することに伴い、増進型地域福祉の考え方を関係各事業を実施する際の基本的視点とした上で、「第4期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」とします。）を策定します。

本計画では、前計画での取組の成果やコロナ禍等の社会情勢、住民ニーズの変化等を踏まえ、一人ひとりの幸せと地域の理想に着目し、地域共生社会の実現に向けた富田林市における地域福祉推進の基本的な考え方と具体的な取組方策を示します。

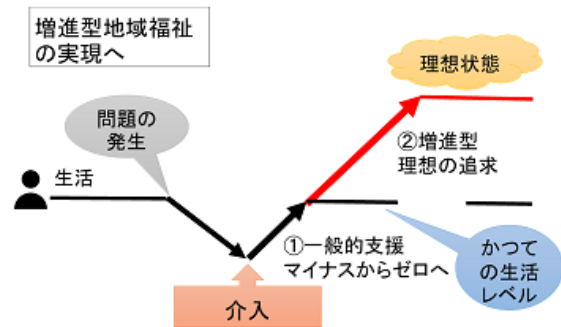


*** 「地域福祉」と「増進型地域福祉」について ***

「地域福祉」とは、住民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政及び社会福祉協議会などが連携し、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

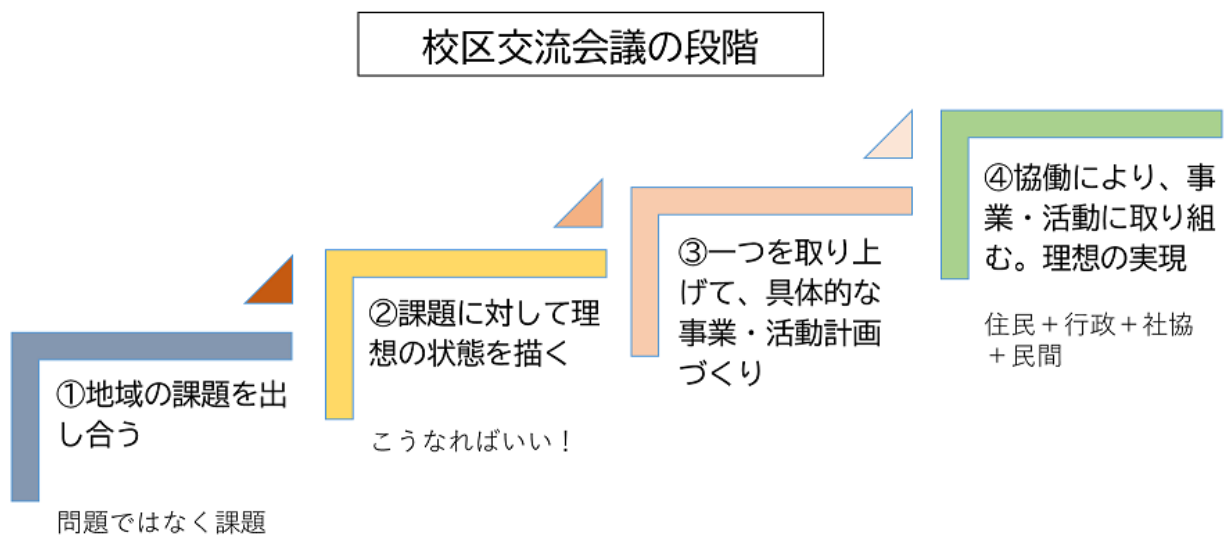
そのなかでも「増進型地域福祉」は、「福祉」本来の意味である「幸福」を地域で実現するため、地域の理想を描き、その理想の実現に向けて地域住民と専門職等が力を合わせて取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉のことを言います。

地域の課題について原因を明らかにし、取り除いて課題が生じる前の状態に戻す従来の「問題解決型」の地域福祉に対して、「目的実現型」の地域福祉は、地域がどうなればよいかという理想を描いて、それぞれの特性を生かしながら課題が発生する以前より住みやすく、一人ひとりがその人らしい生き方ができる地域を実現していこうとするものです。



※桃山学院大学 小野達也教授作成の資料より

その一つのしくみとして本市では、2016(平成28)年度より、小学校区ごとに開催する「校区交流会議」において、専門職等と協力し住民同士が地域課題や将来像について話し合うなど、「地域の理想」の実現に向けた取組を進めています。

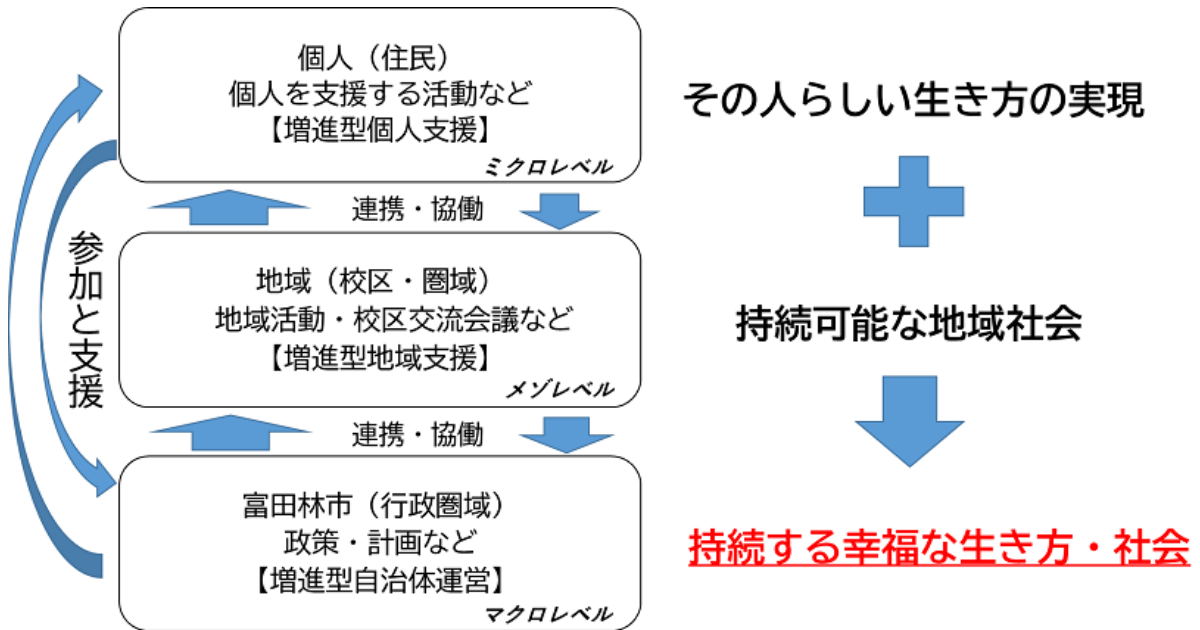


*増進型追求の方法はひとつではない。様々な方法、可能性を探ること。

【増進型地域福祉の5特性】

- ①福祉＝理想の実現を目指す（マイナスからゼロではない）
- ②目的実現型（問題解決型ではない）
- ③話し合いで進めていく対話的行為
- ④プロセスも楽しく
- ⑤個人の自己実現と社会の発展の統合

【増進型地域福祉の実践レベル】



本市では、個人（ミクロレベル）、地域（メゾレベル）、富田林市（マクロレベル）の各実践レベルにおいて増進型地域福祉を推進します。

(2) 計画の位置づけと期間

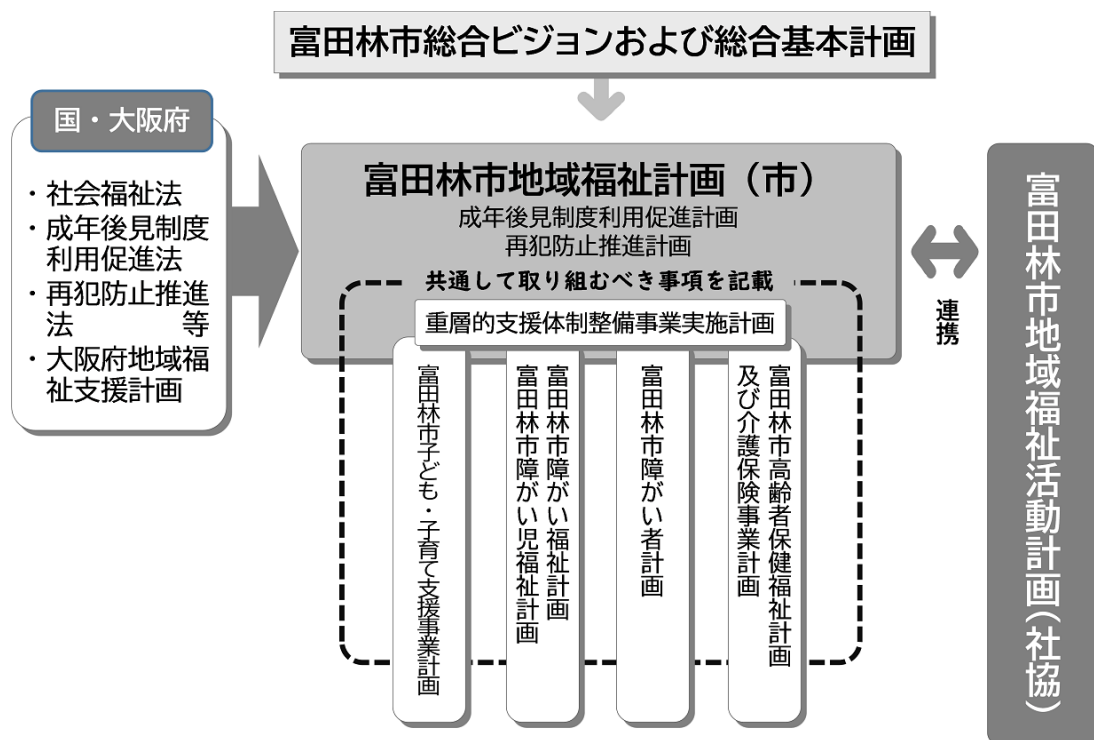
① 計画の位置づけ

市の「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき策定するもので、2017（平成29）年の同法改正により各福祉分野における共通的な事項を記載するいわゆる「上位計画」に位置付けられました。本市では、長期的な視点で市政の運営を総合的・計画的に行うため2017（平成29）年3月に策定した「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」（以下「市総合基本計画」とします。）における関連施策を具体化する計画として、“地域福祉”の視点から共通する取組や今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。

なお、本計画は、大阪府の「第4期大阪府地域福祉支援計画」の内容も踏まえて策定するものであり、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」の内容を包含するものとします。

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、民間の立場から住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組む上での基本事項を定めます。

「地域福祉計画」は行政計画であり、「地域福祉活動計画」は民間の活動・行動計画ですが、ともに地域福祉の推進という目標を掲げ、その実現に向けて、それぞれの立場で担う役割を相互に連携しながら果たしていく必要があることから、両計画を一体的に策定します。



第1章 基本的な考え方

本計画では、2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた「地球上誰一人として取り残さない（leave no one behind）」を理念として、17のゴール（目標）と169のターゲットを設定した持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現を目指し、その中で関連する8つの目標を設定します。



② 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、また社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

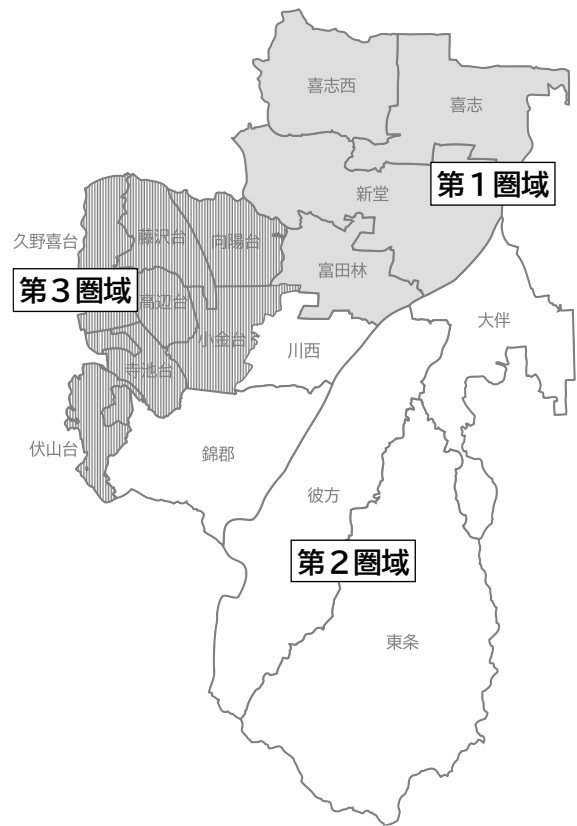
	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
総合ビジョン・総合基本計画	2017年度～									
地域福祉計画	第3期 2017年度～					第4期 2022年度～				
社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第3期 2017年度～					第4期 2022年度～				
高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画	第6期 2015年度～	第7期			第8期			第9期		
障がい者計画	第3次 2008年度～	第4次 2018年度～								
障がい福祉計画	第4期 2015年度～	第5期			第6期			第7期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期			第3期			
子ども・子育て支援事業計画	第1期 2015年度～			第2期				第3期		

(3) 「地域」の設定

地域における生活課題やニーズのなかには、行政や社会福祉法人などによる公的サービス（公助）による支援のほか、住民同士の助け合いや地域のボランティア活動（共助）による支援や、それらの複合的支援が必要な場合など、さまざまな支援が想定されます。そのため、公的な福祉サービスのほか、住民等が楽しみながら福祉の担い手となる「地域づくり」の取組を推進する必要があります。

このような取組を展開していく上で、本計画では、検討・取組の内容により、次のように地域の設定を行います。

《圏域図》

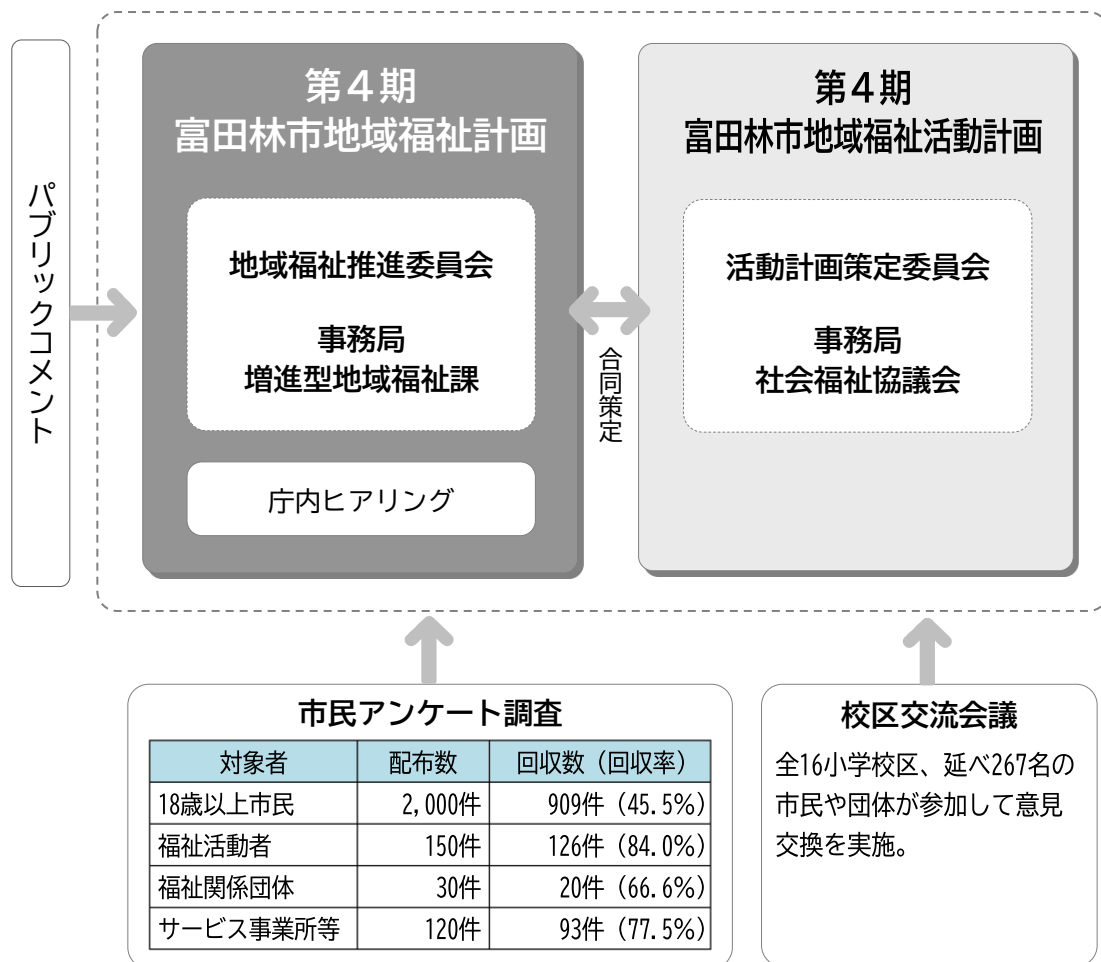


設定地域	検討・取組の内容（【】内は活動団体等の例）		テーマ別の福祉活動
町会・自治会	コミュニティ施策や避難行動要支援者支援等 【民生委員・児童委員、地区福祉委員、地域支援組織、自主防災組織、老人クラブ、子ども会等】	↔	テーマ別の福祉活動 （検討する地域課題に応じて、各設定地域の団体等が、地域の中での連携、あるいは地域を超えた連携を行います。また、場合によっては市域を超えた広域的な活動・連携もあります。）
小学校区	地域における支え合いや福祉活動等 【校区交流会議、校区福祉委員会、校区担当職員、福祉なんでも相談窓口（校区型）等】	↔	
圏域	高齢、障がい分野の相談支援体制の整備等（第1圏域、第2圏域、第3圏域） 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、福祉なんでも相談窓口（圏域型）、増進型地域福祉ネットワーク等】	↔	
市域	市全体として統一的に対応する施策等 【子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議、増進型地域福祉推進会議等】	↔	

※上記の設定地域以外でも、中学校区等の異なる範囲で取り組まれているものがあります。

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く市民の方の意見を伺うため、市民意識調査等のアンケート調査（以下、「市民アンケート調査」とします。）や地域の声を聴く校区交流会議を実施するとともに、地域活動団体や有識者、市民などによる委員で構成される「富田林市地域福祉推進委員会」、「地域福祉活動計画策定委員会」において具体的な内容の審議・検討を行いました。



(5) 感染症や災害への対応

2019（令和元）年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が幾度となく出されることとなり、日常生活に大きな影響を与えています。

地域福祉をはじめ、福祉に係る施策・事業、住民活動等は、対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」等が求められ、さまざまな活動が大きく制約される状況となりました。

今後、感染拡大が収束した後の社会においても、「新しい生活様式」等を踏まえ、感染リスクの低減を図りながら、地域の活性化や見守り支援の方策を検討する等、創意工夫した活動の展開が求められます。

また、2020(令和2)年7月の豪雨災害をはじめ、台風や集中豪雨等により全国的に福祉施設の被害が相次いでいることから、サービス事業所等を対象とした感染症対策や防災対策についての周知啓発、研修、訓練等の実施、感染症の感染拡大や災害発生時に必要な物資の調達・備蓄等の取組が求められています。

本計画の推進においても、国の動向や最新の知見に基づき、感染症や災害への対応に努めていきます。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画では、市総合基本計画に掲げる将来像の実現の一翼を担うものとして、前計画の理念を単に継承するのではなく、さらに前進させるため、増進型地域福祉の考え方を関係各事業を実施する際の基本的視点とした上で、下記の通り基本理念を掲げます。

基本理念

一人ひとりの幸せと地域の理想を実現する 富田林

本市では、まちづくりの指針である市総合基本計画において、10年後(2026年)に目指すべきまちの将来像として“ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林”を掲げています。また、基本施策を『主体的な市民参加と協働によるまちづくり』とし、その実現に向けたまちづくりの進め方を示しています。

そして、市総合基本計画に合わせて策定した前計画では、『増進型地域福祉づくり～一人ひとりがその人らしい生き方を実現することのできる富田林～』を基本理念に掲げ、地域の理想を描き、その理想の実現に向けて地域住民と専門職等が力を合わせて取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉づくりを推進してきました。これは、従来のマイナスからゼロを目指す「問題解決型」の地域福祉の考えを転換させた発想で、その代表的な取組の一つが小学校区ごとに開催する「校区交流会議」であり、それを前進させるしくみが「校区プログラム」の実践とそれを支援する「校区担当職員」の配置です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、物理的な対話や活動が難しい状況ではありますが、そのようななかでも、支援の必要性が表面化している人だけでなく、地域の中で孤立していたり、さまざまな生活上の課題を抱えながらニーズが潜在化している人にも支援が届くよう、住民、関係機関・団体、サービス事業者、行政及び社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進していきます。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、次の4つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 人と地域がつながっている
- 基本目標2 地域を支える力が育まれている
- 基本目標3 確実に支援が届いている
- 基本目標4 安心できる環境

基本目標1 人と地域がつながっている

地域の福祉課題を、地域で解決していくためには、住民自らが地域で支え合い、助け合いながら、福祉コミュニティの形成を図っていくことが重要となります。しかし、市民アンケート調査の結果からは、近所の人とのつき合いについて、積極的にと考える人が減少し、ほどほどにと考える人が増える傾向にある一方で、災害時の避難をはじめ、高齢者や子どもの見守りなどについて、近所の人に手助けを求めたいと考えている人が全体の半数を占めています。

個人の価値観や生き方が尊重される多様性の社会の中であって、SNSが普及し、インターネットを通じて気軽に共感者や気の置けない仲間とつながることができる状況においては、やむを得ない結果といえます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、祭りや各種行事をはじめとする地域活動において、これまでのように住民が集い、ふれあうことが困難となったことで、住民同士のつながり意識のさらなる希薄化が懸念されます。

このため、災害時の支援を始め、ニーズが潜在化している人への支援には欠かせない、支え合い、助け合うことのできる地域基盤づくりに向け、住民同士の顔がみえる関係づくりを推進します。

基本目標2 地域を支える力が育まれている

市民アンケート調査の結果からは、多くの福祉活動に取り組む人や団体が、活動メンバーの高齢化や一緒に活動する人が少ないことで、活動の継続性に不安を抱えており、地域福祉活動の意義と重要性、メリットについての広報・PRや、活動の推進役となる地域リーダーの育成が必要であると考えています。その一方で、福祉活動とかかわりを持たない人の中には、地域福祉活動に関心を持ち、取り組んでみたいという人も多数見られることから、これらの人々が地域活動の新たな担い手となり得るよう、地域活動に対する興味・関心を生み、育てていく必要があります。

このため、地域を愛する心を育み、福祉に限らないさまざまな分野において学習機会を提供するとともに、地域活動についての組織化支援や情報発信を進めるなど、団体活動の活性化にも取り組みます。また、このような民間団体の有機的に連携により生み出される力が、公的支援だけでは対応できないニーズに対して有効となることから、より多くの個人・団体に地域福祉をともに担う一員となっただけのよう地域福祉のコーディネートを進めます。

基本目標3 確実に支援が届いている

幸せの追求は、安定した生活基盤の上に成り立っているといえます。その支えとなるのが福祉サービスなどの公的支援であり、住民等の地域福祉活動による民間支援です。福祉のまちづくりを前進させるうえで、公的支援と民間支援のそれぞれを充実させていくこともさることながら、必要な支援が必要な人に届く環境づくりがとりわけ重要となります。この点、市民アンケート調査の結果では、福祉サービスに関する情報を入手できていないと答えた人が半数を占めていることから、入手しやすく、またわかりやすい情報提供など情報バリアフリー化の推進に努める必要があります。

また、生活上の課題は感じているものの、必要な支援とつながっていない人や、社会的孤立によりニーズが潜在化している人への対応も重要であることから、身近な地域での相談支援とともに、地域と専門機関、専門機関間の連携による重層的な支援体制の構築が必要です。これに加え、高齢者や障がいのある人の中には、意思決定に支援が必要な人も少なくない状況があり、財産管理や福祉サービス利用のための契約などに権利擁護支援が必要となることから、地域において権利擁護に関する理解醸成や人材育成も求められています。

このため、情報提供の充実のほか、住民の一人ひとりが抱えている悩みや必要な支援にきめ細かく対応するための重層的相談支援体制の構築、並びに福祉・介護等を担う事業所への支援や専門的な人材の育成に努めるなど、確実に必要な支援を届けることができる体制づくりを推進します。

基本目標4 安心できる環境

すべての人が安心して日常生活を送ることができるまちづくりを進めるにあたっては、介護保険サービス等の福祉サービスや医療体制の充実だけでなく、生活環境にかかわるさまざまな分野の整備に取り組んでいく必要があります。

また、地震等の災害時には、行政による消火・救助等の支援が素早く行き渡らないことが想定されるため、地域住民が日頃から防災に協働で取り組むことが重要となります。これに関する市民アンケート調査の結果でも、近所づきあいを通じて災害時の避難など何らかの支援を望む人が半数近くあり、取組を進めていく必要があります。

このため、医療体制の確保、移動手段の確保、防犯など安心できる環境に向けた取組とともに、災害発生時への備えとして、避難行動要支援者支援などの取組も進めます。

(3) 重点施策

前計画において掲げた『重点プロジェクト』である「1 校区交流会議の支援とプログラムの実現」、「2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）」、「3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援」の実施状況を踏まえるとともに、国における施策の動向、コロナ禍等の社会情勢等を踏まえ、本計画の重点施策として、次の2つの施策を位置づけ、市と社会福祉協議会の連携のもとに取り組みます。

重点施策1 地域の理想の実現に向けた取組への支援

重点施策2 地域と共に創る重層的な相談支援体制

前計画における重点プロジェクトの実施状況等

1 校区交流会議の支援とプログラムの実現

全16小学校区で校区交流会議が開催され、社会福祉協議会の「地域の理想を実現する活動助成金」も活用しながら、半数以上の校区で、地域の特色を生かした、地域の理想に基づく校区プログラムが企画・実施されました。今後も、ポストコロナ社会を見据えながら、校区交流会議全体会の開催や校区交流会議通信による各校区の交流機会の創出や活動周知を行うなど、各校区での取組が継続されるよう支援していく必要があります。

2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）

世代間交流の活性化や地域への愛着を深めるため、各校区・地区福祉委員会主催のカフェサロンや防災訓練、町会・自治会と学校等の協同による環境美化活動など、多様な主体による地域活動の実施により、参加型社会づくりの機運が高まりました。また、いっぴく（一福）システム（住民参加型在宅福祉サービス）では、その利用促進に努めましたが、今後も利用対象者の拡充と住民同士の交流や互助活動の発展に向けた事業展開を目指していく必要があります。

3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

地域住民に身近な場所での分野を越えた総合的な支援体制として、専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」を設置するとともに、各校区単位での「福祉なんでも相談窓口（校区型）」の拡充も進めています。今後は、属性を問わない相談支援や地域づくりの取組を一体的に実施し、複合課題や制度の狭間の支援ニーズに対応する重層的支援体制の構築を進めていく必要があります。

重点施策1 地域の理想の実現に向けた取組への支援

① 校区交流会議

小学校区を単位として地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等、さまざまな主体が参加し、地域の課題を共有するとともに、地域の理想について話し合い、地域のことを自分のこととして考え、その理想の姿の実現に向けて事業・活動計画（校区プログラム）を企画・実践します。また、市と社会福祉協議会は連携しながら校区交流会議を支援します。

【校区交流会議のおもなルール】

- ・ 議論の場でなく対話の場
- ・ 批判せずアイデアをつなぐ
- ・ 他人の話の腰を折らない
- ・ 結論はすぐに出なくてもいい
- ・ 参加者が自由に発言できる進行

② 校区担当職員

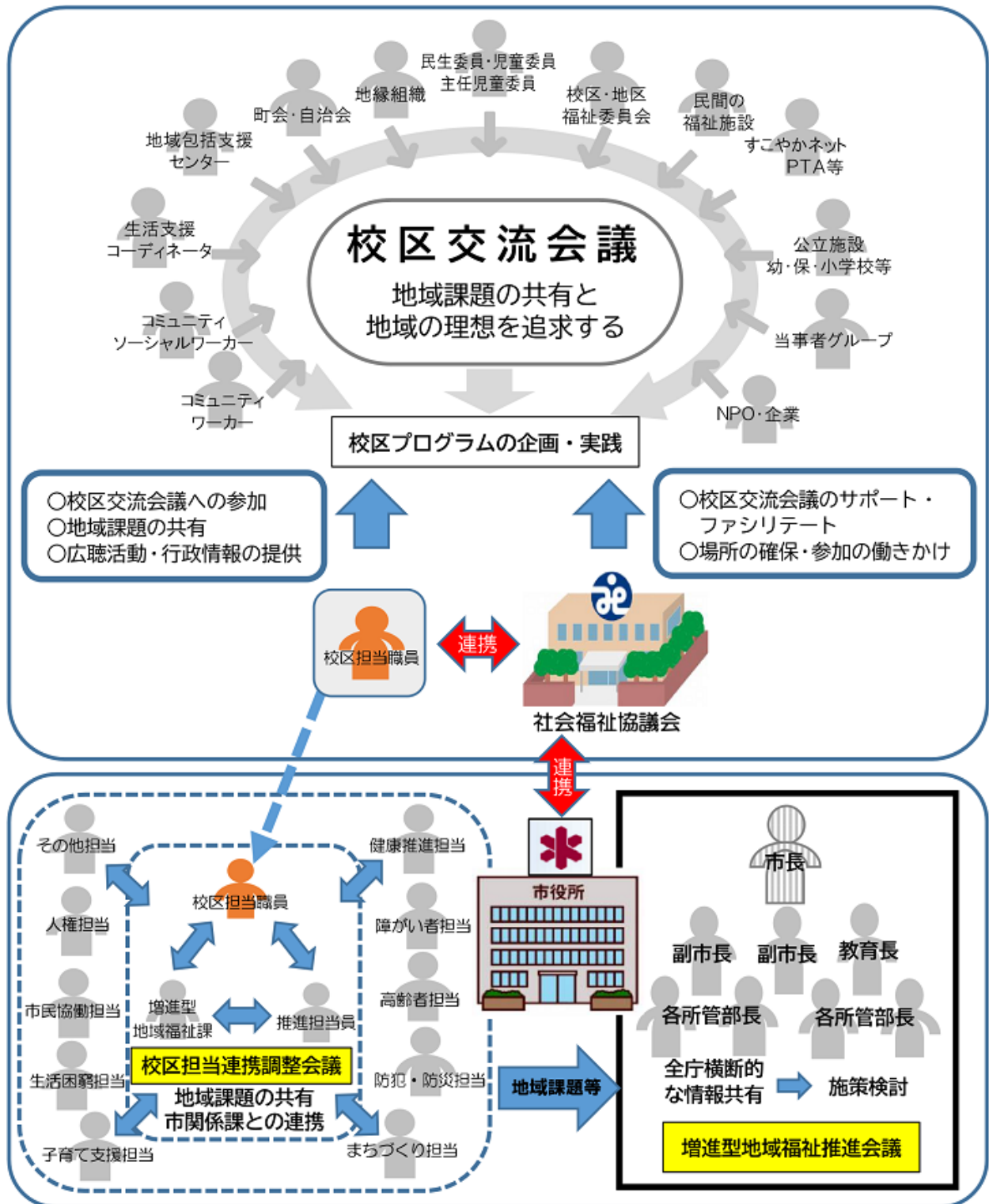
- 校区交流会議への参加
 - ・ 地域課題の共有
 - ・ 校区プログラムの企画・実践の支援
 - ・ 校区プログラムの実現に向けた行政情報の提供
 - ・ 市民本位の市政推進に向けた広聴活動の実施
- 庁内関係課等への働きかけ
 - ・ 地域課題及び広聴活動により受けた要望等の情報提供
 - ・ 校区交流会議の企画やプログラムについての周知・広報

③ 校区担当連携調整会議

校区担当職員相互の情報交換・意見交換等を通じて校区担当職員制度の円滑な運用と全庁的な「増進型地域福祉」の推進について検討等を行います。また、検討事案に応じて推進担当員（各部局の庶務担当課長）等を含め地域課題の共有や解決策について検討などを行います。

④ 増進型地域福祉推進会議

市長を中心に全部局長により全庁的な「増進型地域福祉」の推進に関する情報共有や課題解決に向けた施策の検討（社会資源の開発）などを行います。



重点施策2 地域と共に創る重層的な相談支援体制

① 福祉なんでも相談

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の従来のわく組みにとらわれず、住まい・就労・教育・孤立等、地域でさまざまな生活課題や不安を抱える人が、気軽に何でも相談できる地域の身近な相談窓口として、市内3圏域に配置するコミュニティソーシャルワーカーが校区・地区福祉委員会等と連携し、各小学校区単位で「福祉なんでも相談窓口（校区型）」の開設を進めます。

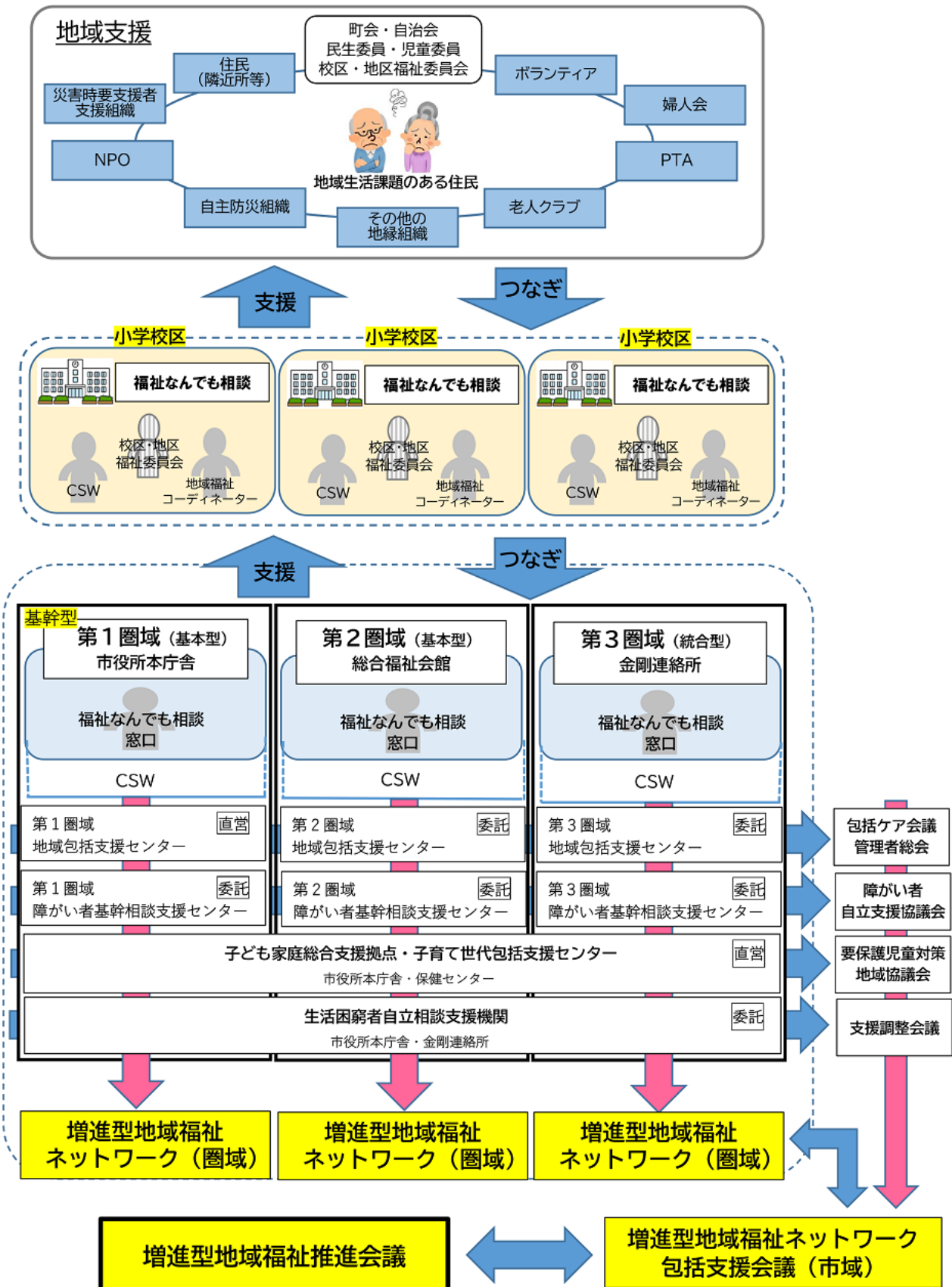
また、「福祉なんでも相談窓口（校区型）」で受けた相談で、複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、各圏域にバックアップ機関としての専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」を設置し、小学校区レベル・日常生活圏域レベルでの二層体制での相談支援を推進します。

② 増進型地域福祉ネットワーク（圏域）

圏域単位で運営する「地域包括支援センター」、「障がい者基幹相談支援センター」及び「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」、市域単位で運営する「子ども家庭総合支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」及び「生活困窮者自立相談支援機関」において、各圏域に「基本型」や「連携型」の複数の支援機関での拠点の類型を組み合わせた相談支援体制により、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野による福祉分野横断的なネットワーク（増進型地域福祉ネットワーク）を構築します。

③ 増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議（市域）

各圏域単位で構築する増進型地域福祉ネットワークの後方支援機能として、ネットワーク全体に関わる主要な関係機関から構成される「包括支援会議」を設置し、多様で複合的な地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対して、地域生活課題の解決や関係機関のネットワーク構築など、包括的な支援体制の整備を推進します。



重層的支援体制づくりのための事業

① 包括的相談支援事業

<p>本人やその世帯の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、情報提供や助言、支援関係機関との連絡調整等、必要な支援を行います。</p>	<p>[既存事業の対象事業等] 【高齢】 地域包括支援センターの運営 【障がい】 障がい者相談支援事業 【子ども】 子ども家庭総合支援拠点 【子ども】 利用者支援事業 【困窮】 自立相談支援事業 【共通】 福祉コミュニティ推進事業</p>
---	---

② 参加支援事業（新規）

<p>地域の社会資源の開発やコーディネート等の環境整備、並びに社会参加に向けた支援ニーズ及び状態に応じた個別支援を行います。</p>	<p>[既存事業の対象事業等] 【共通】 福祉コミュニティ推進事業</p>
--	--

③ 地域づくり事業

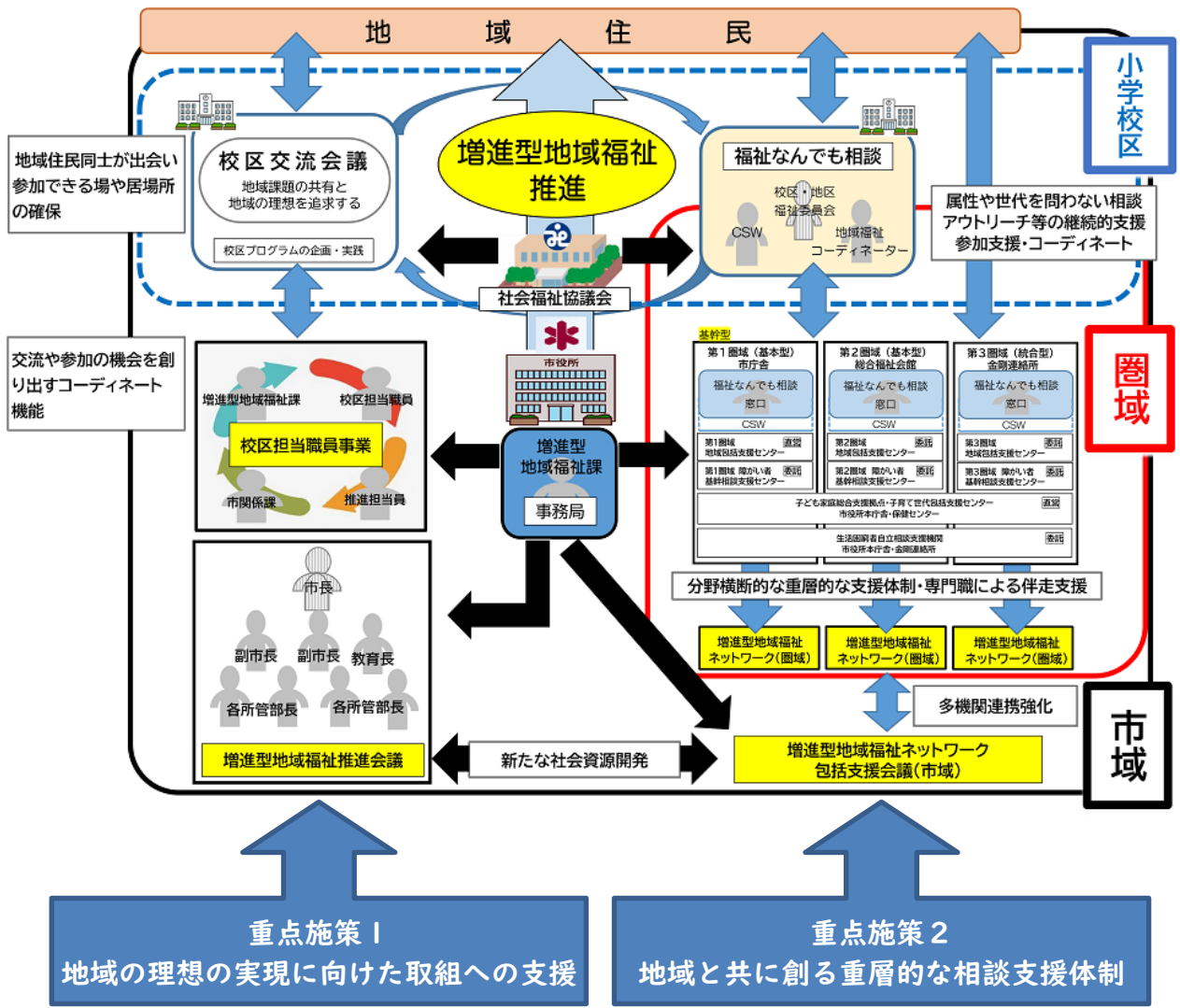
<p>世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる場や社会参加のための多様な居場所の整備を促進するとともに、人と人、人と地域をつなげるためのコーディネートを行うなど、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。</p>	<p>[既存事業の対象事業等] 【高齢】 地域介護予防活動支援事業 【高齢】 生活支援体制整備事業 【障がい】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業 【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業 【共通】 福祉コミュニティ推進事業</p>
--	--

④ アウトリーチ等を通じた継続的事業（新規）

<p>必要な支援が届いていない人に対して、訪問による相談支援等を通じた信頼関係の構築、つながり形成のための継続的な支援を行います。</p>	<p>[既存事業の対象事業等] 【子ども】 保育士による訪問事業 【共通】 福祉コミュニティ推進事業</p>
---	--

⑤ 多機関協働事業（新規）

<p>単独の支援機関では対応が難しい人に対する伴走的支援に向けた、支援関係機関チームの役割分担や支援方針を定める調整役を担います。</p>	<p>[既存事業の対象事業等] 【共通】 福祉コミュニティ推進事業</p>
---	--



第2章 地域福祉計画

《施策の体系》

基本理念		一人ひとりの幸せと地域の理想を実現する 富田林	
基本目標		基本施策	個別施策
基本目標1 人と地域がつながっている	増進型 地域福祉の 推進	(1)地域における交流の推進とつながりづくり	①住民が交流できる機会の提供 ②地域活動の促進と活動拠点の提供 ③コミュニケーション支援の推進
		(2)支え合い・助け合い活動の推進	①支え合い・助け合い活動への参加促進 ②地域における見守り体制の充実 ③地域と行政をつなぐしくみの構築
基本目標2 地域を支える力が育まれている		(1)地域における担い手づくりの推進	①地域を愛する心を育む機会の充実 ②さまざまな学習機会の提供
		(2)地域活動団体の連携強化	①組織化支援の充実 ②地域福祉コーディネートの推進
		(3)ボランティア・NPO活動等の推進	①活動支援と情報共有 ②地域で活動する人材の育成
基本目標3 確実に支援が届いている		(1)情報提供の充実	①情報のバリアフリー化の推進 ②地域福祉に関する情報の共有
		(2)重層的な相談支援体制づくり	①身近な総合相談窓口の充実 ②分野を超えた支援ネットワークの構築
		(3)多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成	①福祉サービスの提供主体への支援 ②専門的な人材の育成
		(4)人権尊重と権利擁護体制の充実	①人権教育・啓発の推進 ②虐待・暴力防止と適切な対応 ③成年後見制度の利用促進
		(5)さまざまな課題を抱える住民への支援	①制度の狭間の課題への対応 ②生活困窮者等への支援 ③自殺予防の取組の推進 ④再犯防止（更生支援）に向けた取組の推進
基本目標4 安心できる環境	(1)日常生活における安心できる環境づくり	①医療体制の整備 ②移動支援の体制整備 ③交通安全意識等の啓発 ④防犯対策の充実	
	(2)災害発生時における安心できる環境づくり	①避難行動要支援者支援の推進 ②地域における組織づくりの促進	
重点施策1	地域の理想の実現に向けた取組への支援		
重点施策2	地域と共に創る重層的な相談支援体制		

基本目標1 人と地域がつながっている

(1) 地域における交流の推進とつながりづくり

地域における多様なふれあいを深め、顔の見える関係づくりを広げていけるよう、人と人のつながりや支え合いの大切さについて広報・啓発を進めていくとともに、各種の交流機会の確保に努めます。

① 住民が交流できる機会の提供

<p>地域住民同士の交流を図るため、各分野の公共施設等における主催事業の実施や活動・交流の場の提供を行うとともに、地域活動・地域イベントの実施促進、地域住民への周知を図ります。</p>	<p>[主な担当課] 危機管理室 商工観光課 人権・市民協働課 人権文化センター こども未来室 生涯学習課 児童館 公民館</p>
--	---

② 地域活動の促進と活動拠点の提供

<p>子ども食堂の運営や外国人市民との交流機会等、地域間や世代間、若者や子育て世代の活動を行う団体に対して補助金等を交付するほか、地域住民等の活動・交流拠点として市立小中学校の余裕教室、空き家、公共施設の提供に努めるなど、地域で活動する団体が、より活発に活動できるよう支援します。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 人権文化センター こども未来室 金剛地区再生室 住宅政策課 農とみどり推進課 教育総務課 生涯学習課 公民館</p>
--	--

③ コミュニケーション支援の推進

<p>外国人市民の通訳支援や日本語能力の向上、聴覚機能や音声・言語機能等に障がいのある人を対象とした意思疎通支援など、コミュニケーション面での支援に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 障がい福祉課 教育指導室</p>
---	--

(2) 支え合い・助け合い活動の推進

地域における住民同士の支え合い・助け合い活動がより活性化されるよう、活動の意義等についての周知啓発、町会・自治会や校区・地区福祉委員会など各種団体における活動の促進、住民同士の話し合いの場の提供などに努めます。

① 支え合い・助け合い活動への参加促進

<p>子育て世帯や高齢者、障がいのある人など、生活していくうえでさまざまなサポートを必要とする人に対する支援として、公的サービスだけでは対応することが困難となる部分の支援をしていただけるよう、支え合い・助け合い活動への参加の促進に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 増進型地域福祉課 こども未来室 生涯学習課</p>
--	---

② 地域における見守り体制の充実

<p>認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者である認知症サポーターの養成のほか、民生委員・児童委員活動や民間事業者による独居高齢者の見守り・訪問活動の支援、子ども安全見守り活動への支援など、地域における見守り体制の充実に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 環境衛生課 増進型地域福祉課 高齢介護課 生涯学習課</p>
---	---

③ 地域と行政をつなぐしくみの構築

<p>地域住民による主体的な地域づくりを支援するため、校区交流会議に参加して地域の声を行政に届けるパイプ役を担う校区担当職員を配置するとともに、若者世代や外国人市民の声を聴くためのさまざまな機会を創出し、施策に反映できるしくみづくりを進めます。(☞16ページ「重点施策1 地域の理想の実現に向けた取組への支援」参照)</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 人権文化センター 増進型地域福祉課 金剛地区再生室 生涯学習課</p>
--	---

基本目標2 地域を支える力が育まれている

(1) 地域における担い手づくりの推進

地域における住民同士のつながりの大切さや地域福祉の必要性、具体的な活動状況などを広く伝えることを通じて、地域福祉活動への理解と参加意欲を促し、活動の広がりや新たな担い手の育成へとつながるよう、広報・啓発や福祉教育、体験活動等を通じて、支え合い助け合いの意識を醸成します。

① 地域を愛する心を育む機会の充実

<p>行政・住民・地域、団体・企業等が協働して行う河川清掃や環境美化活動、また、文化財保護活動や公民館まつり等の機会を通じて、地域住民の一人として美しい地域をともに守り、その地域の歴史や伝統に触れ、その地域で行われている活動を知る機会の充実に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 環境衛生課 道路交通課 金剛地区再生室 教育指導室 生涯学習課 文化財課 公民館</p>
--	---

② さまざまな学習機会の提供

<p>高齢者等に対する各種健康づくりをサポートする人材や、障がいのある人への読書支援、子どもと絵本をつなぐボランティアなど、地域のニーズに地域で応えられる体制づくりに向け、ボランティアの育成のための講座の実施などさまざまな学習機会の提供に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 高齢介護課 図書館</p>
--	---

(2) 地域活動団体の連携強化

地域福祉にかかわる関係機関・団体間の情報共有、協力・連携を進め、住民にとって身近に相談でき、必要とする支援が受けられる体制づくりを進めます。

また、住民にとっての身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施できるよう促進します。

① 組織化支援の充実

<p>福祉に関する活動に限らず、地域で行われるさまざまな活動について、目的を共有する人々によるグループづくりを支援します。</p> <p>また、NPO法人化を希望する団体に対して、助言や他団体との交流の場の提供等による支援を行います。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 公民館</p>
---	-------------------------------------

② 地域福祉コーディネートの推進

<p>地域福祉コーディネーターを配置し、地域福祉活動団体等と連携して、支援にとって有用なサービスの研究、開発、普及に努めます。</p> <p>また、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を維持していけるよう、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の充実や介護予防、高齢者の社会参加・支え合いの体制づくりを推進します。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 高齢介護課</p>
--	---------------------------------------

(3) ボランティア・NPO活動等の推進

社会福祉協議会などと連携しながら福祉分野をはじめ、市内で行われている多様なボランティア・NPO活動に関する周知・広報を進めるとともに、活動への支援に努めます。特に、地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、活動の中心を担い、取り組むことができる地域リーダーの育成に努めます。

① 活動支援と情報共有

<p>ボランティアセンター、市民公益活動支援センター等のNPOの活動支援機関について、地域福祉活動団体等への周知を図るとともに、各団体の活動に関する情報提供を支援するなど、意欲的に活動していただけるよう支援します。</p> <p>また、他の団体と活動内容を共有することで、活動内容の向上や団体間の連携に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 増進型地域福祉課 公民館</p>
--	--

② 地域で活動する人材の育成

<p>青少年の健全育成に向けた取組や活動支援、若者会議への参加促進のほか、高齢者にも地域で活動する人材となっただけよう研修を実施するなど、さまざまな分野において地域で活動する若い人材及び高齢者の育成にも努めます。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 児童館 高齢介護課 予防課 生涯学習課</p>
--	---

基本目標3 確実に支援が届いている

(1) 情報提供の充実

住民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、多様な手段・媒体による効率的な情報提供に努めるとともに、庁内関係各課や関係機関・団体等との情報の共有を図ることにより、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めます。

① 情報のバリアフリー化の推進

<p>福祉サービスをはじめとする、地域福祉に関する情報が広報誌やウェブサイトなどさまざまな媒体を通じて、確実に届けられるよう努めます。</p> <p>また、視覚や聴覚に障がいのある人、外国人市民など情報入手が困難になりがちな市民にも同様に、それらの情報を届けるための取組を推進します。</p>	<p>[主な担当課] 都市魅力課 人権・市民協働課 障がい福祉課 図書館</p>
--	--

② 地域福祉に関する情報の共有

<p>行政と民生委員・児童委員、町会・自治会等が、必要な範囲で地域課題や施策に関する情報を共有することで、地域課題の把握と、その円滑な解消に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 増進型地域福祉課</p>
---	--

(2) 重層的な相談支援体制づくり

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の横断的な連携による重層的支援体制の整備に向けて取組を進めます。(18ページ「重点施策2 地域と共に創る重層的な相談支援体制」参照)

① 身近な総合相談窓口の充実

<p>市内3圏域に設置する「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」に配置されたコミュニティソーシャルワーカーが、校区・地区福祉委員会等と連携し、地域住民により身近な場所で「福祉なんでも相談（校区型）」を実施します。</p> <p>このほか、障がい者相談員の配置や地域子育て支援センターの設置など、さまざまな悩み等を気軽に相談できる体制の整備に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 都市魅力課 人権・市民協働課 人権文化センター 増進型地域福祉課 こども未来室 障がい福祉課 高齢介護課 健康づくり推進課 商工観光課 生涯学習課</p>
---	--

② 分野を超えた支援ネットワークの構築

<p>高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の専門機関や市関係各課の連携による横断的な支援ネットワークにより、相談者の属性を問わない包括的な相談支援体制を整備するとともに、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを整備し、交流・参加・学びの機会のコーディネートや地域のプラットフォームの促進を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を進めます。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 こども未来室 健康づくり推進課</p>
--	---

(3) 多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、適切で質の高いサービスの提供に向けた取組とともに、事業者への助言や情報提供を実施します。

また、福祉サービス事業所で従事する人材の確保と育成、離職防止に向けた取組を関係機関と連携し進めるとともに、各種研修など専門職の資質の向上に向けた支援に努めます。

① 福祉サービスの提供主体への支援

<p>介護保険や障がい福祉サービスを提供する事業者や幼稚園・保育所等への指導・助言・情報提供等を通じて、利用者にとって適切で質の高い福祉サービスが、安心して受けられるよう努めます。</p>	<p>[主な担当課] こども未来室 障がい福祉課 広域福祉課 高齢介護課</p>
--	--

② 専門的な人材の育成

<p>地域福祉において重要な役割を果たす民生委員・児童委員（新任）に対する研修や、市民後見人の養成、職員の研修機会の確保などを進めます。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 こども未来室</p>
--	--

(4) 人権尊重と権利擁護体制の充実

住民一人ひとりの人権を最大限に尊重し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発を推進します。

成年後見制度の周知、各種後見人による支援に向けた取組の推進など、判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援に努めるとともに、権利擁護の体制づくりを進めます。

また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待やいじめ、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

① 人権教育・啓発の推進

<p>本市の「人権行政推進基本計画」、「人権教育基本方針」、「男女共同参画計画（ウイズプラン）」並びに「多文化共生推進指針」等に基づき、学校教育や人権週間等における啓発事業の実施など、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を促進します。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 人権文化センター 障がい福祉課 商工観光課 教育指導室 生涯学習課 公民館</p>
--	---

② 虐待・暴力防止と適切な対応

<p>高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待や配偶者等に対する暴力等の防止、早期発見、予防などについて、適切な支援・対応を行うため、関係機関相互の連携を強化します。</p>	<p>[主な担当課] 人権・市民協働課 こども未来室 障がい福祉課 高齢介護課</p>
--	---

③ 成年後見制度の利用促進 [成年後見制度利用促進計画]

<p>成年後見制度の利用を希望する市民が身近な窓口で相談でき、また、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、地域連携ネットワークの構築とともに、中核機関及び協議会の設置を進めます。</p> <p>この中核機関は、複数の事業者の共同により設置し、広報機能、相談機能、成年後見利用促進機能、後見人支援機能を分担します。これと同時に、市民後見人の養成を進めて、制度のさらなる活用を推進します。(☞38ページ「成年後見制度利用促進計画について」参照)</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 障がい福祉課 高齢介護課</p>
--	--

(5) さまざまな課題を抱える住民への支援

高齢、障がい、子ども・子育ての各福祉分野のほか、制度の狭間の課題や生活困窮者等への支援、自殺対策、再犯防止に向けた取組の推進など、さまざまな課題を抱える住民に対し、福祉分野と各分野が連携した支援を行います。

なお、個別施策④「再犯防止（更生支援）に向けた取組の推進」については、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます。（☞18ページ「重点施策2 地域と共に創る重層的な相談支援体制」参照）

① 制度の狭間の課題への対応

<p>ダブルケアやひきこもり状態にある人、ヤングケアラー、8050問題、社会的孤立等のような支援が届きにくく、従来の相談体制では対応が困難な複雑化・複合化した課題等（制度の狭間の課題）への対応に向けて、関係機関などが情報を共有しながら連携して取り組むことができるよう、体制強化を図ります。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 生活支援課 商工観光課 こども未来室 教育指導室 障がい福祉課 生涯学習課 高齢介護課 健康づくり推進課</p>
--	--

② 生活困窮者等への支援

<p>居住や就労に課題を抱えるなど、さまざまな事情により生活困窮等となった人を早期に発見し、適切な相談窓口につなげるための庁内連携体制の強化に取り組めます。また、生活困窮世帯の子どもに対する学習機会の提供やひきこもり状態にある人への支援等、個々の状況に寄り添った適切な支援に向けて分野横断的な連携を図ります。</p> <p>地域の住民や民生委員・児童委員、関係機関等が支援を必要とする住民を発見し、速やかに相談窓口につなぐことのできる地域と行政のネットワークの構築に努めるなど、生活困窮者等の自立に向けた支援の体制づくりを進めます。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 生活支援課 こども未来室 高齢介護課 商工観光課 生涯学習課</p>
--	--

③ 自殺予防の取組の推進

<p>誰一人として自殺に追い込まれることのない富田林市の実現を目指して、地域におけるネットワークの強化、いのちを支える人材の育成に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 健康づくり推進課</p>
--	-----------------------------

④ 再犯防止（更生支援）に向けた取組の推進 [再犯防止推進計画]

<p>保護司会、更生保護女性会が中心となって、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的に街頭での啓発等を行う「社会を明るくする運動」に対して補助金を交付するとともに、富田林地区更生保護サポートセンターの運営支援を通じて、保護司と保護観察対象者などとの面接場所の確保や保護司をはじめとする更生保護関係者と地域の関係機関等との連携及び相談支援を推進するなど地域の再犯防止活動を支援します。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課</p>
--	-----------------------------

基本目標4 安心できる環境

(1) 日常生活における安心できる環境づくり

大阪府済生会富田林病院を中核とした地域完結型の医療を提供するため、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、救急医療体制の充実を含め、市民が安心できる医療体制の充実に向けた取組を推進します。

誰もが安全で利用しやすい公共交通網や移動しやすい環境づくり（バリアフリー化等）のため、関係機関との連携・支援を進めていきます。また、地域での犯罪を防止するとともに、身近に生じた事件や事故等に速やかに対応できるように、地域での防犯体制づくりを進めます。

① 医療体制の整備

<p>夜間・休日の急な発病時にも確実に医療の提供を受けることができる救急診療体制に加え、中学生までの子どもについては、それをさらに身近な医療機関で受けることができるよう小児救急診療体制を確保するなど、いつでも安心して医療の提供を受けられる体制整備に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 健康づくり推進課</p>
---	-----------------------------

② 移動支援の体制整備

<p>外出や移動困難に起因して、高齢者や障がいのある人等に社会参加への意欲低下が生じることのないよう、公共交通事業者をはじめ、各種団体との連携などにより移動手段の確保に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課 障がい福祉課 道路交通課</p>
---	--

③ 交通安全意識等の啓発

<p>富田林警察署と連携して地域や学校・保育所等での交通安全教室を開催し、子どもの交通安全意識の向上を図ります。</p>	<p>[主な担当課] 道路交通課</p>
--	--------------------------

④ 防犯対策の充実

<p>地域の犯罪を未然に防止するため、防犯灯や防犯カメラ等の設置を促進するとともに、街頭啓発による防犯意識の向上、並びに子ども安全見守り隊、こども110番の家など地域とも連携しながら防犯対策の充実に努めます。</p>	<p>[主な担当課] 危機管理室 教育総務課 教育指導室 生涯学習課</p>
--	--

(2) 災害発生時における安心できる環境づくり

地震や豪雨などの災害時に高齢者や障がいのある人などが安全に避難でき、安否確認が行えるように、地域での防災体制、避難行動要支援者の支援体制づくり、避難所の周知、防災訓練等を進めます。

① 避難行動要支援者支援の推進

<p>避難行動要支援者支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿並びに個別支援計画の整備を進めるとともに、必要な範囲で地域の民生委員・児童委員と情報を共有するなど災害時の避難についての体制整備に努めます。</p> <p>また、地域支援組織の設置促進や、避難所や避難生活において支援や配慮が必要な人への対応を検討します。</p>	<p>[主な担当課] 増進型地域福祉課</p>
--	-----------------------------

② 地域における組織づくりの促進

<p>「自らの地域は自ら守る」の精神のもと自主防災組織の立ち上げに向けた働きかけを行うとともに、備品整備等への補助金交付など、その持続的運営に向けた支援を行います。</p> <p>また、防災訓練の実施など、災害時に備えた組織体制づくりを推進します。</p>	<p>[主な担当課] 危機管理室 警備救急課</p>
--	------------------------------------

***** 成年後見制度利用促進計画について *****

1. 中核機関の設置

成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域の相談窓口で相談でき、また、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援するため、中核機関の設置を進めます。

中核機関については、広報機能、相談機能、成年後見利用促進機能、後見人支援機能を順次、整備・拡充していきます。

ア. 広報機能

リーフレットの配布や研修会、講演会等の実施を通じて、成年後見制度の内容及び相談窓口等の周知を図ります。

イ. 相談機能

成年後見制度の利用や権利擁護に関する各種相談に対応するとともに、各分野（法律、福祉等）と連携するなど、個々の状況に応じた支援を行います。

ウ. 成年後見制度利用促進機能

i 市民後見人の養成及び支援等

府社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、市民後見人として活動する市民（バンク登録者）を養成するとともに、円滑に市民後見活動を行えるようサポート体制を整備します。

ii 法人後見の担い手育成等

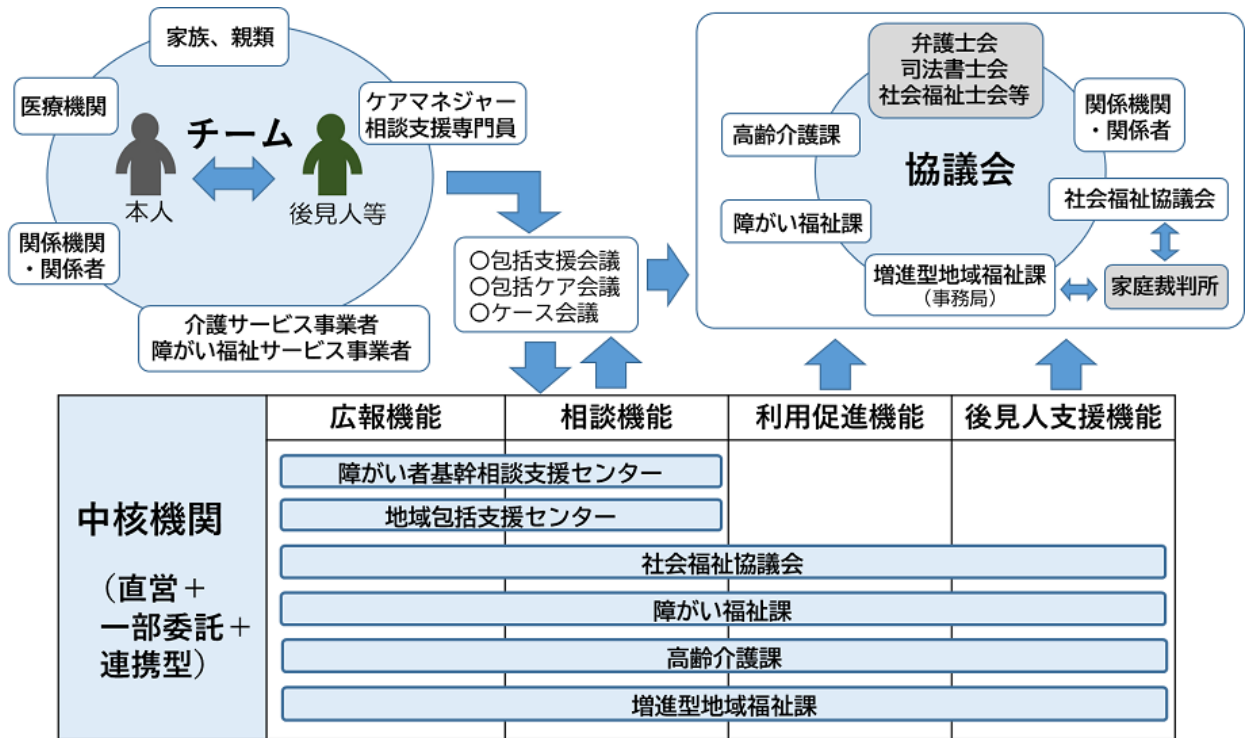
今後さらに増加が見込まれる成年後見制度に対応できるよう、法人後見の担い手育成について検討します。

iii 成年後見制度の申立て支援

各分野（法律、福祉等）の専門職や関係団体との連携を通じて、必要に応じて、家庭裁判所への市長申立てを進めます。また、日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行支援を行います。

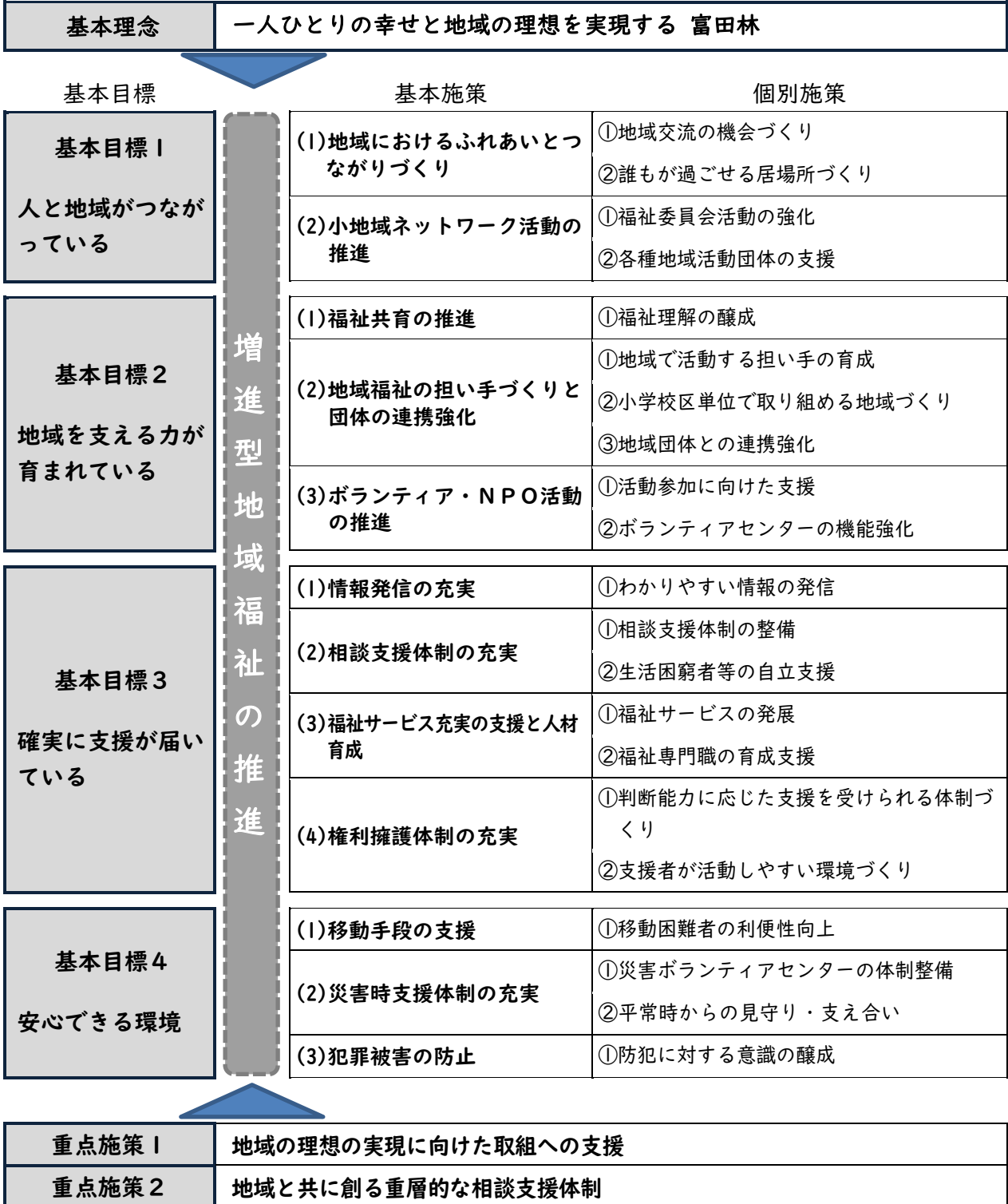
エ. 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人に対する適切な支援、本人、後見人等を支援する身近な「チーム」への支援を行います。



第3章 地域福祉活動計画

《施策の体系》



基本目標1 人と地域がつながっている

(1) 地域におけるふれあいとつながりづくり

地域のつながりが希薄化している現在、行事や活動等を多くの住民に周知・啓発を図り、地域に対する愛着を深めるとともに、福祉活動への参加を促進します。また、多様な手法を用いて地域における交流の場づくりに努めます。

《取組内容》

①	地域交流の機会づくり	<p>○地域内で気軽に交流できる機会を増やし、地域における顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>○勤労世代や子育て世代等、交流の場に出向くことが困難な人でも、ICTツールの活用などで、地域の人々とながらを持つことができるような機会づくりを進めます。</p>
②	誰もが過ごせる居場所づくり	<p>○支援が必要な人も含めた誰もが、自由に集い過ごすことのできる居場所づくりを支援し、専門職や地域住民とながら交流できる福祉拠点をつくります。</p>

(2) 小地域ネットワーク活動の推進

小地域ネットワーク活動は、地域住民一人ひとりを対象に、保健・福祉・介護・医療などの関係者と住民が協働して進める見守り・援助活動です。地域の高齢者、障がいのある人、子育て世帯などが地域のなかで孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民による支え合い、助け合い活動を展開し、地域住民への福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを推進します。

《取組内容》

①	福祉委員会活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○校区担当者の配置や相談員の派遣、活動資金の補助などを引き続き行い、地域住民が主体となる小地域ネットワーク活動が継続できるよう支援します。 ○校区・地区福祉委員会相互の交流の場を設け、活動情報の共有ができる機会を提供します。 ○休会地区や設置されていない地域への再開及び、新たな設立に向けて、普及啓発に取り組みます。
②	各種地域活動団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○善意銀行・共同募金を有効に活用し、地域福祉活動のさらなる発展に努めます。

基本目標2 地域を支える力が育まれている

(1) 福祉共育*の推進

福祉の人材確保や育成のために、福祉活動に関心を持つ人のすそ野を広げる必要があるため、活動者の講師派遣や福祉に触れる機会を通じ、やりがいや魅力についての啓発に努めます。

また、福祉機関や関係者と連携し、幅広い年代層で福祉に関する意識を学ぶ場の提供に努めます。

*福祉教育ではなく、共に学び育むことを目指し、福祉共育としています。

《取組内容》

①	福祉理解の醸成	<p>○子どもたちの福祉への理解を深めるため、教育現場と連携した福祉共育の推進を図り、地域福祉に携わる環境づくりに努めます。</p> <p>○福祉機関や関係者と連携し、ボランティア体験や市民向け講座など、福祉に触れ、学ぶ機会を提供します。</p>
---	---------	---

(2) 地域福祉の担い手づくりと団体の連携強化

地域福祉活動やボランティア活動など、各講座に関する情報提供を行うことにより、地域住民一人ひとりの地域の一員であるという意識を育み、さまざまな活動に参加できる担い手づくりに取り組みます。

また、地域内で活動する団体や各種関係機関等における連携強化を図ることにより、それぞれの活動を促進します。

《取組内容》

①	地域で活動する担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな担い手づくりのため、ボランティアなど福祉活動をテーマにした講座の開催や、地域福祉活動を行う人を対象とした研修を実施します。 ○地域や関係機関と協働し、地域に潜在する人材への普及啓発に努め、さまざまな福祉活動に参加できる担い手づくりを進めます。
②	小学校区単位で取り組める地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○校区交流会議など小学校区単位で地域住民や行政、関係機関による話し合いができる場を設け、協働して取り組む地域づくりを推進します。
③	地域団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内で活動する各種団体が互いの活動を理解し、それぞれの強みやネットワークを活用することで、地域課題などの情報共有や新たなニーズの発掘、課題の解決に向け取り組むことができるように努めます。

(3) ボランティア・NPO活動の推進

働き方改革による余暇活動の一つとして、ボランティア、NPO等が活用されるよう、地域で活躍できるボランティア情報の発信や講座の開催に取り組み、生きがいややりがいづくりにつながる活動参加へつなげます。

《取組内容》

①	活動参加に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが気軽に参加・体験できるボランティア活動や献血・共同募金など社会貢献に参画できる企画に努めます。 ○市民公益活動支援センターなど、ボランティア活動につながる関係機関との連携強化に努めます。
②	ボランティアセンターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の広報媒体とともにSNS等を用いて情報収集が行える機会の提供及び相談・マッチングに努めます。 ○ボランティア活動を行う団体等の活動継続に向け、研修や交流会など企画・援助に取り組みます。

基本目標3 確実に支援が届いている

(1) 情報発信の充実

福祉に関する各制度やサービスを必要とする人に適切な情報が届くよう、広報誌などの紙媒体だけではなく、地域内で取り組まれている集まりや出張相談会など対面による情報提供を行います。

また、ホームページやSNSなどの電子媒体による周知啓発を行い、すべての人が情報に触れることができるよう発信の多様化に取り組めます。

《取組内容》

①	わかりやすい情報の発信	○高齢者や障がいのある人、外国人市民など、すべての人が、講座の案内・周知等の情報を受け取ることができる環境づくりに努めます。 ○視覚・聴覚により情報を得られる動画配信を活用し、わかりやすい情報発信を推進していきます。
---	-------------	---

(2) 相談支援体制の充実

各福祉分野では社会的孤立や格差、貧困の連鎖、ヤングケアラー、8050問題、各世代に起こりうる虐待などが増加しています。このような課題には、さまざまな要因が重なり潜在化しています。その背景には、地域とのつながりの希薄化や家族形態の変容があるといわれており、複合化する福祉課題に対し、横断的かつ包括的に相談・支援を行う重層的な支援体制の充実が求められています。

必要な支援が速やかに受けられるように、断らない相談支援、制度枠を超えた切れ目のない体制づくりに各相談機関とともに取り組みます。

《取組内容》

①	相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業・制度の相談窓口の連携強化を図り、家庭内で起きるさまざまな相談ごとに対して、必要な支援をワンストップで受けることのできる環境づくりを行います。 ○時間が合わない、人と会うことが困難など、相談が受けにくい人でもつながりやすいよう、SNS相談や出張相談など、身近に相談できる支援体制の強化を図ります。
②	生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に困窮する人に対する情報提供や就労支援など、相談支援を実施します。 ○刑余者や長期入院者等の社会復帰に向けて、関係機関と連携した支援に努めます。

(3) 福祉サービス充実の支援と人材育成

社会ニーズの変化に対応したサービス提供を目指し、多様な組織や関係機関と連携・協働をしながら、相互の魅力や強みを活かした質の向上を図り、安定した福祉サービス提供を促進します。

また、関係機関等と協働し、専門性のある人材の定着やスキルの向上及び新たな人材発掘に向けた福祉人材育成の整備を図ります。

《取組内容》

①	福祉サービスの発展	○福祉組織間で、相互の魅力や強みを共有できる機会を提供し、福祉サービスの質の向上を図ります。
②	福祉専門職の育成支援	○福祉施設連絡会と協働し、福祉職の魅力啓発や人材確保に努めるとともに、社会福祉事業従事者に対する研修を実施します。 ○次世代を担う人材育成のため、積極的な実習生の受け入れを行います。

(4) 権利擁護体制の充実

日常生活で判断能力に不安を持つ人が、地域で安心して暮らしていただけるようにそれぞれの状態に応じた支援を切れ目なく受けられる体制整備に取り組みます。

また、成年後見制度の活用促進に向け、支援者が活動しやすい環境づくりに努めます。

《取組内容》

①	判断能力に応じた支援を受けられる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業を継続して実施するとともに、法人後見の事業化に向けて取り組みます。 ○成年後見制度の普及啓発に努め、個人の尊厳と意思が尊重されるよう支援を推進します。
②	支援者が活動しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、市民後見人が活動しやすい環境整備を進めます。

基本目標4 安心できる環境

(1) 移動手段の支援

高齢者や障がいのある人など何らかの支援を必要とする人が安心して外出や移動ができるよう、移動困難者の課題やニーズの把握に努め、移動手段が制限されないよう有益な情報を適切に発信できる体制づくりを構築します。

《取組内容》

①	移動困難者の 利便性向上	○介護保険などの公的制度を利用できない人へ車いす及び特殊車両を貸し出し、市民の移動手段と安全な住環境の確保に努めます。 ○市や関係機関と連携し、利用可能な資源に関する情報を適切に発信できるしくみづくりを構築します。 ○交通不便地域等における移動手段の支援について関係機関とともに取り組みます。
---	-----------------	--

(2) 災害時支援体制の充実

平成30年台風21号により被災した際に初めて災害ボランティアセンターを設置・運営した経験を活かし、平常時から関係者・関係団体とのつながりの構築、災害支援において活躍できる人材の育成に取り組みます。

また、災害発生時に迅速に対応できる体制を整備し、高齢者や障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人への支援体制の構築に努め、関係機関等との連携を強化し、お互いが支え合える仕組みづくりを構築します。

《取組内容》

①	災害ボランティアセンターの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○多様なニーズに迅速に対応できるよう、定期的に災害ボランティアセンター設置・運営シミュレーションを実施し、大規模災害に対応できる支援体制を構築します。 ○災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援を行えるよう、災害ボランティアコーディネーターの育成など、必要な知見のある人材育成を行い、体制整備を図ります。
②	平常時からの見守り・支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動団体や福祉施設、公共慈善団体との連携・協働を通じて、平常時より顔の見える関係を構築します。 ○ICTツールを活用し、地域特性や災害時要配慮者の特性に応じて効率的に支援できるような体制の充実を図ります。

(3) 犯罪被害の防止

社会的に配慮が必要な人々を狙った悪質商法や特殊詐欺等の手口は年々複雑化・巧妙化し、さまざまな消費者被害が増加している現在、安心して暮らせるまちづくりを図るため、高齢者や障がいのある人、若年者へ向けての防犯啓発を推進し、犯罪被害を未然に防ぐことができる体制を構築します。

《取組内容》

①	防犯に対する意識の醸成	○犯罪や消費者被害の拡大を未然に防ぎ、早期の発見・対応ができるよう、各地域活動の特色を生かしながら、孤立しない地域づくりを進めます。 ○警察や関係機関と連携し、民生委員・児童委員や福祉委員会への普及啓発の強化に努めます。
---	-------------	---

第4章 計画の推進に向けて

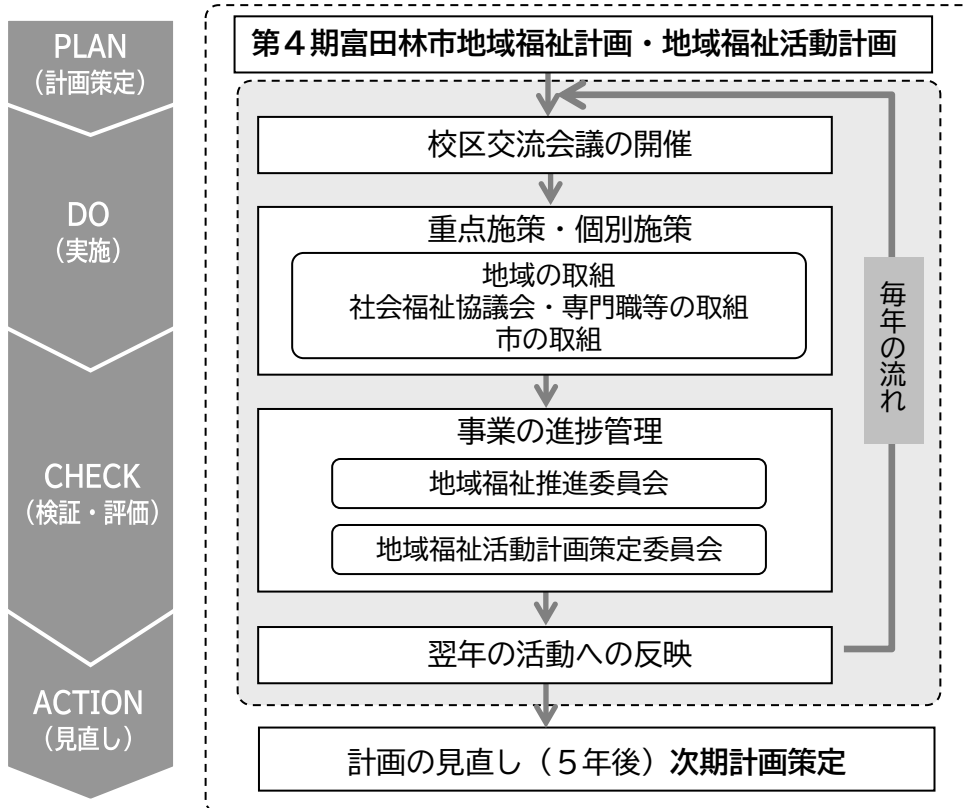
1 推進体制と進行管理

本計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載するいわゆる「上位計画」として、その推進に当たっては、それらの行政分野との連携体制の整備を図る必要があります。

また、本市の地域福祉推進の特徴である「増進型地域福祉」については、行政による福祉サービスの提供だけでは実現できず、市民、関係機関など地域に関わる多様な主体と行政とが協働して取り組むことが重要となることから、市や社会福祉協議会が実施する事業の進捗管理に加えて、地域や福祉専門機関での取組状況の把握にも努める必要があります。そのため、一人でも多くの市民、関係機関、団体に本計画の基本理念、基本目標、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうことができるよう、広報とんだばやし、社協とんだばやし、市及び社会福祉協議会のウェブサイトなどを活用して広報を行っていくとともに、本計画の概要版を作成し、地域福祉活動団体等を対象に配布を行います。

本計画に掲げられた各施策・事業の進捗管理について、計画期間の5年に合わせて、PDCAサイクル《PLAN（計画策定）、DO（実施）、CHECK（検証・評価）、ACTION（見直し）》に基づき実施します。なお、このサイクルにおける検証・評価については、市や社会福祉協議会が実施する事業に定量的な評価が困難であるものも多くあることから、地域福祉推進委員会並びに地域福祉活動計画策定委員会において、それぞれの計画に係る取組の検証・評価方法をまずは検討し、その内容に基づき実施します。

《フォローアップの手順》



2 地域福祉における役割

増進型地域福祉を進めていくためには、市や社会福祉協議会、福祉専門機関はもちろんですが、地域団体や住民の活動及び役割が重要となります。

地域住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自助・互助の取組に加えて、隣近所や町会・自治会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会など地域で活動する団体による声かけ・見守り・相談などの地域での共助による支援が必要になります。

行政においては、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、地域・住民と福祉専門機関等との協働・連携を支援し、支援が必要な人を福祉サービスへとつなぐ「地域福祉のしくみづくり」が求められています。

また、社会福祉協議会においては、地域で把握された要援護者を、地域や他の福祉専門機関等、行政と連携を図り、見守り・相談・必要なサービスにつないでいくネットワークづくりが求められています。

それぞれの担い手に求められている（または、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

① 行政の役割

本市では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連計画を計画的に推進し、地域と社会福祉協議会・他の福祉専門機関等の協働・連携による増進型地域福祉の推進に取り組みます。

また、地域が主体的に地域活動に取り組めるよう体制づくりや担い手づくりを支援するとともに、本計画の検証・評価を行い、個別課題の状況把握に努めます。

② 福祉専門機関等の役割

■社会福祉協議会の役割

富田林市社会福祉協議会は、“ハートのあるまちづくり”を基本にボランティア活動、福祉共育など住民参加のもとで、身近な地域の住民同士の支え合い活動から、町会・自治会、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員、学校、福祉関係者、医療関係者、NPO、企業など地域生活に根ざした人々、機関・団体との協力関係を構築しながら、地域で孤立しないための重層的な支援体制を目指し事業に取り組めます。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

制度の狭間にある要援護者からの相談対応、必要なサービスへのつなぎ、各種福祉サービスの利用申請支援等を実施するとともに要援護者に対する見守り・発見・つなぎにおけるセーフティネットの体制づくりが求められています。

また、住民活動の育成・支援、同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループの組織化の支援等、地域住民活動との協働や地域課題解決の糸口となる新たなしくみの研究・開発・普及に取り組めます。

■福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉の専門機関としての人材確保と専門性の向上に努め、人権に配慮し、利用しやすい環境づくりや地域貢献への取り組み、各分野においての関係機関同士での役割を担うことでのチームアプローチの連携を強化していくことが求められています。

■NPOなど地域で活動する主体の役割

地域で活動するNPOやボランティアなどは、生活上の課題を解決していくための住民目線の地域活動として、豊かな発想や取組が期待されています。

活動の安定を図りながら、地域やさまざまな活動団体との連携、協働の取組に参加していくことが求められています。

③ 地域・住民の役割

■地域住民の役割

増進型地域福祉を推進していくためには、地域社会を構成する一員である地域住民の役割が重要となります。

住民一人ひとりが、支え合い・助け合いの意識を持ちながら、それぞれの地域の理想を共有し、その実現に向かって積極的に地域活動に参加し、主体的に活動していくことが期待されます。

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民との信頼関係や守秘義務の遵守のもと、住民にとって身近な相談相手であり、また、生活課題や福祉ニーズの発見、行政や社会福祉協議会、福祉専門機関などとの“つなぎ役”など、地域住民も含め、多様な主体との協働・連携の役割が求められています。

■校区・地区福祉委員会の役割

校区・地区福祉委員会は、その地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められており、地域の他の地域福祉活動団体等との協働・連携を図り、地域活動をより一層活性化していくことが求められています。

■町会・自治会などの地縁組織の役割

町会・自治会、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体には、これからの地域の福祉課題の解決やさまざまなニーズに応えていくための取組に対して、重要な役割が期待されています。

今後は、個々の活動をより一層発展させるとともに、他の地域団体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、より広範な協働・連携の取組に参加していくことが求められています。

参考資料（作成予定）

- 1 統計資料からみた地域福祉を取り巻く状況
- 2 地域福祉活動団体等の状況
- 3 第3期計画の主な実施状況
- 4 市民アンケート調査の主な結果
- 5 校区交流会議の実施状況
- 6 計画の策定体制と経過
- 7 用語解説